

○自立生活援助サービス費

基本部分		注 サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	注 自立生活援助計画が作成されていない場合	注 標準利用期間超過減算	注 虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 情報公表未報告減算	注 特別地域加算	注 地域生活支援拠点等機能強化加算	
イ 自立生活援助サービス費(Ⅰ)	(1) 30:1未満 (1月につき1566単位)	減算が適用される月から4月目まで×70/100	減算が適用される月から2月目まで×70/100	×95/100	×99/100	×99/100 注 令和7年4月1日から適用	×95/100	+230単位	1月につき500単位	
	(2) 30:1以上 (1月につき1095単位)									
ロ 自立生活援助サービス費(Ⅱ)	(1) 30:1未満 (1月につき1172単位)	5月以上連続して減算の場合×50/100	3月以上連続して減算の場合×50/100	×95/100	×99/100	×99/100 注 令和7年4月1日から適用	×95/100	+230単位	1月につき500単位	
	(2) 30:1以上 (1月につき821単位)									
ハ 自立生活援助サービス費(Ⅲ)	(1月につき700単位)									
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1月につき450単位を加算)									
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1月につき300単位を加算)									
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1月につき180単位を加算)									
ピアサポート体制加算	(1月につき100単位を加算)									
初回加算	(1月につき500単位を加算)									
同行支援加算	イ 2回以下 (1月につき500単位を加算)									
	ロ 3回 (1月につき750単位を加算)									
	ハ 4回以上 (1月につき1,000単位を加算)									
緊急時支援加算	イ 緊急時支援加算(Ⅰ) (1日につき711単位を加算)									
	ロ 緊急時支援加算(Ⅱ) (1日につき94単位を加算)									
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)									
日常生活支援情報提供加算(月1回を限度)	(1回につき100単位を加算)									
居住支援連携体制加算	(1月につき35単位を加算)									
地域居住支援体制強化推進加算(月1回を限度)	(1回につき500単位を加算)									
福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×103/1,000)									
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×101/1,000)									
	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×86/1,000)									
	ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×69/1,000)									
	ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) (1月につき +所定単位×90/1,000)								
		(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) (1月につき +所定単位×86/1,000)								
		(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) (1月につき +所定単位×88/1,000)								
		(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) (1月につき +所定単位×84/1,000)								
		(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) (1月につき +所定単位×73/1,000)								
		(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) (1月につき +所定単位×71/1,000)								
		(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) (1月につき +所定単位×65/1,000)								
		(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) (1月につき +所定単位×73/1,000)								
		(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) (1月につき +所定単位×63/1,000)								
		(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) (1月につき +所定単位×52/1,000)								
(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) (1月につき +所定単位×56/1,000)										
(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) (1月につき +所定単位×50/1,000)										
(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) (1月につき +所定単位×48/1,000)										
(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) (1月につき +所定単位×35/1,000)										

注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
 注2 令和6年6月1日から算定可能
 注3 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×64/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×47/1,000)	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×26/1,000)	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×17/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×15/1,000)	
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき 十所定単位×13/1,000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善特別加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能